

## 第 4 号議案

### 府中市美術館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 17 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う  
ものであります。

## 府中市美術館条例の一部を改正する条例

府中市美術館条例（平成11年9月府中市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参 考

府中市美術館条例新旧対照（抜粋）

（\_\_\_\_\_は、改正部分）

新	旧
<p>（運営協議会の設置）</p> <p>第22条 博物館法（昭和26年法律第285号）<u>第23条第1項</u>の規定に基づき、府中市美術館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を美術館に置く。</p> <p>2～5 省 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（運営協議会の設置）</p> <p>第22条 博物館法（昭和26年法律第285号）<u>第20条第1項</u>の規定に基づき、府中市美術館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を美術館に置く。</p> <p>2～5 省 略</p>